

会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 令和8年6月19日（金） 開会 午前10時00分

閉会 午前10時35分

出席者 委 員 委員長 雨 宮 茂 樹

傳法谷 三保子 野 尻 正 彦 小太刀 孝 之

氏 家 晃 小 堀 良 江 福 富 善 明

傍 聴 者 岩 崎 洋 則 船 田 美 香 深 野 武 造

永 島 勝 宮 本 陽 介 石 川 悦 史

小 平 啓 佑 浅 野 貴 之 大 浦 兼 政

青 木 一 男 大 谷 好 一 内 海 まさかず

大阿久 岩 人 白 石 幹 男 中 島 克 訓

針 谷 正 夫

事務局職員 事務局 長 森 下 義 浩 議 事 課 長 早乙女 忠 芳

副 主 幹 小 林 康 訓 主 査 安 藤 雅 人

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総 合 政 策 部 長	押 山	好 孝
経 営 管 理 部 長	佐 藤	正 実
地 域 振 興 部 長	佐 山	祥 一
危 機 管 理 監	國 府	泰 浩
消 防 長	本 名	義 人
監 査 委 員 事 務 局 長	渡 辺	智 恵 子
総 合 政 策 課 長	潮 田	美 紀
広 報 課 長	中 田	博 子
危 機 管 理 課 長	北 平	雅 章
管 財 課 長	石 川	彰 洋
財 政 課 長	深 津	勝
都賀地域づくり推進課長	島 田	和 行
副 署 長 兼 消 防 第 2 課 長	川 島	崇 典
監 査 委 員 事 務 局 次 長	安 達	博 美

令和 8 年第 4 回栃木市議会定例会

総務常任委員会議事日程

令和 8 年 6 月 1 9 日 午前 1 0 時開議 全員協議会室

日程第 1 議案第 6 6 号 栃木市監査委員に関する条例及び栃木市水道事業及び下水道事業の設置等
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 議案第 6 2 号 令和 8 年度栃木市一般会計補正予算（第 1 号）（所管関係部分）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（雨宮茂樹君） ただいまの出席委員は 7 名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（午前 10 時 00 分）

◎諸報告

○委員長（雨宮茂樹君） 当常任委員会に付託されました案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（雨宮茂樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第 66 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（雨宮茂樹君） ただいまから議事に入ります。

日程第 1、議案第 66 号 栃木市監査委員に関する条例及び栃木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

安達監査委員事務局次長。

○監査委員事務局次長（安達博美君） おはようございます。監査委員事務局次長の安達です。よろしく願いいたします。

ただいまご上程をいただきました議案第 66 号 栃木市監査委員に関する条例及び栃木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は 25 ページ及び 26 ページ、議案説明書は 4 ページから 7 ページになります。

まず、議案説明書により説明を申し上げますので、議案説明書の 4 ページを御覧ください。提案理由であります。地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市監査委員に関する条例及び栃木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

改正の概要につきましては、地方自治法の改正に伴い、各条例が引用する条項を改めることでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明をいたしますので、6 ページ、7 ページを御覧ください。左のページが現行、右のページが改正案となります。本件は、地方自治法の一部改

正により、各条例が引用している地方自治法の条文の前に新たな条が追加され、当該条の番号が繰り下がることとなったのを受け、左のページの栃木市監査委員に関する条例第2条で引用している条文につきまして、「第243条の2の8第3項」を、右のページの改正案のとおり、「第243条の2の9第3項」と改め、また栃木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第6条で引用している条文につきましても、同じ事由により、左のページの「第243条の2の8第8項」を、右のページの改正案のとおり、「第243条の2の9第8項」に改めるものでございます。

次に、議案書によりご説明をいたしますので、議案書の25ページをお開き願います。こちらは制定文でございます。

次に、26ページを御覧ください。こちらは改正文となりますが、内容につきましては、先ほど新旧対照表によりご説明させていただいたとおりとなっております。

下の附則につきましては、この条例は、先ほどの地方自治法の引用条項を改正する法律の施行と同日の令和8年9月24日から施行するというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（雨宮茂樹君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

福富委員。

○委員（福富善明君） 条文は変わらないということで、条例の項目が変わったということで確認するのですが、監査委員に選出される方というのはどんな方を選出されるのでしょうか。監査委員の選出についてちょっとお聞きしたいのですが。

○委員長（雨宮茂樹君） 福富委員、申し訳ありません。それは議案とは関係のない質問ということで、申し訳ありませんが。

○委員（福富善明君） 分かりました。

○委員長（雨宮茂樹君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 新たな条項、条文が追加されたために繰り下がるというようなご説明でございましたけれども、新たに追加されたもの、どのようなものか、ご説明いただければと思います。

○委員長（雨宮茂樹君） 安達監査委員事務局次長。

○監査委員事務局次長（安達博美君） お答えいたします。

本件条例改正は、地方自治法の一部改正のうち、公金の収納事務のデジタル化に関する規定の追加及びこれに伴う条の番号の繰り下がりに伴うものです。具体的には、公金の収納事務のデジタル化に関する規定が地方自治法第234条の2の7として新たに加えられたことにより、改正前の第234条の2の7のうち、最後の7が8となり、本条例で引用している第234条の2の8のうち、8が

9に繰り下がることとなりました。

なお、本条例が引用している条項は、この条の番号の繰り下がりの改正のみでありまして、引用する条文自体に変更はございません。

○委員長（雨宮茂樹君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（雨宮茂樹君） ないので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（雨宮茂樹君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（雨宮茂樹君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第66号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（雨宮茂樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行います。少しお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第62号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（雨宮茂樹君） 次に、日程第2、議案第62号 令和8年度栃木市一般会計補正予算（第1号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいても結構です。

深津財政課長。

○財政課長（深津 勝君） おはようございます。財政課長の深津です。よろしくお願いいたします。

ただいまご上程をいただきました議案第62号 令和8年度栃木市一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の3ページを御覧ください。令和8年度栃木市の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,897万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ770億7,897万5,000円とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

債務負担行為の補正は、第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正によるというものであります。

地方債の補正は、第3条、地方債の追加は、第3表、地方債補正によるというものであります。

次に、4ページ、5ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。4ページが歳入、次の5ページが歳出となっております。

なお、所管関係部分の内容につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に、6ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正（追加）につきましては、所管外となりますので、説明は省略させていただきます。

次に、7ページを御覧ください。第3表、地方債補正（追加）であります。起債の目的欄の庁舎整備事業につきまして追加させていただくものであります。詳細につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明させていただきます。

次に、ページが少し飛びまして、21ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表であります。21ページは歳入、次の22ページ、23ページが歳出となっておりますが、ここでの説明は省略させていただき、引き続き歳入の所管関係部分についてご説明をさせていただきますので、24ページ、25ページをお開きください。15款2項1目1節総務管理費補助金は、補正額2,010万円の増額であります。説明欄の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、民間保育所等物価高騰対策補助金を実施するに当たり、国庫補助財源として交付されるため、増額補正するものであります。

次に、1段飛びまして、19款2項1目1節財政調整基金繰入金は、補正額924万1,000円の増額であります。説明欄の財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整として基金から繰り入れるため、増額補正するものであります。

次に、1つ飛びまして、16目1節ふるさと応援基金繰入金につきましては、補正額104万3,000円の増額であります。説明欄のふるさと応援基金繰入金につきましては、農産物PR事業費の財源として繰り入れるため、増額補正するものであります。

次に、21款4項4目2節雑入は、補正額1,078万3,000円の増額であります。説明欄の防災ラジオ販売収入等（危機管理課）、コミュニティ助成事業補助金につきましては、防災事業費に対する一般財団法人自治総合センターから助成金を受け入れるため、増額補正するものであります。

次の公衆電話使用料等（管財課）、CEV補助金につきましては、庁用自動車ZEV化事業費に対する一般社団法人次世代自動車振興センターからの補助金を受け入れるため、増額補正するものであります。

次の都賀バス車庫電気料等（都賀地域づくり推進課）、自動車損害共済災害共済金につきまして

は、公用車の単独全損事故に対する共済金を受け入れるため、増額補正するものであります。

次に、26ページ、27ページをお開きください。1段飛びまして、22款1項1目1節総務管理債は、補正額4,270万円の増額であります。説明欄の脱炭素化推進事業債（庁舎整備事業）につきまして、庁用自動車ZEV化事業費の財源として、起債額を増額補正するものであります。

なお、市債の説明欄における括弧書きにつきましては、7ページにあります第3表、地方債補正（追加）における起債の目的欄の区分を表しております。

以上で歳入の所管関係部分について説明を終了いたします。

引き続き、歳出の所管関係部分についてご説明いたしますので、28ページ、29ページをお開きください。2款1項5目財産管理費は、補正額5,243万7,000円の増額であります。説明欄の庁用自動車ZEV化事業費につきまして、公用車を電気自動車等に更新することにより、CO₂排出量を削減し、カーボンニュートラルの推進を図るため、15台分の自動車購入費等を増額補正するものであります。

次に、7目支所及び出張所費は、補正額39万円の増額であります。説明欄の都賀総合支所自動車管理費につきましては、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金を受けた公用車について、単独全損事故により処分制限期間内の車両抹消を行うことから、34か月分の補助金相当額を返納する必要があるため、償還金を増額補正するものであります。

次に、ページが少し飛びまして、36ページ、37ページをお開きください。9款1項3目消防施設費は、補正額561万円の増額であります。説明欄の分署施設改修事業費につきましては、消防署岩舟分署において、故障により温水給湯機能が停止している給湯設備を改修するため、工事請負費を増額補正するものであります。

次に、5目災害対策費は、補正額180万円の増額であります。説明欄の防災事業費につきましては、岩舟地域山中自治会防災委員会における地域防災組織育成事業に対し、一般財団法人自治総合センターからの助成金を交付するため、補助金を増額補正するものであります。

次に、ページが少し飛びまして、40ページ、41ページをお開きください。12款1項1目元金は、補正額120万6,000円の増額であります。説明欄の市債償還元金につきましては、先ほど29ページの都賀総合支所自動車管理費でご説明いたしました公用車について、市債を財源としておりましたので、補助金と同様に市債借入れ分の返還の必要が生じたため、償還金を増額補正するものであります。

以上をもちまして、令和8年度栃木市一般会計補正予算（第1号）に係る所管関係部分についての説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（雨宮茂樹君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（雨宮茂樹君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、予算書のページ数もお知らせ願います。

小堀委員。

○委員（小堀良江君） 37ページです。分署施設改修事業費、岩舟分署の給湯器が故障したためということでございますけれども、結構金額が560万円という大きな金額になっておりますけれども、どのような改修になるのか、全取替えになるのか等、詳しくご説明をしていただければと思います。

○委員長（雨宮茂樹君） 川島消防第2課長。

○副署長兼消防第2課長（川島崇典君） お答えいたします。

給湯器の故障にあつては、操作パネルにE03の貯湯タンクの温度センサー異常が表示されました。その後、業者が点検したところ、ヒートポンプユニット内の循環ポンプに亀裂があり、漏電ブレーカーが作動していたことが判明しました。機器は、平成20年で18年経過しており、部品供給もできないことから、修理不能状態となっております。交換ですが、業務用ヒートポンプ、給湯機、貯湯ユニットを設置するもので、既存の設備の撤去、機器の設置、接続工事等を含む金額となっております。

以上です。

○委員長（雨宮茂樹君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 修理が不能ということで取り替えるということになりますが、これはいつぐらいから壊れていたのか。最近壊れてしまったものなのか、お聞きをしたいと思います。

○委員長（雨宮茂樹君） 川島消防第2課長。

○副署長兼消防第2課長（川島崇典君） 故障したのは、令和8年1月31日に岩舟分署職員から庁内でお湯が出ないとの申告がありました。壊れたのは1月31日になります。

以上です。

○委員長（雨宮茂樹君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） それまでは、では壊れないで普通にきちんと使えていたということでしょうか。

○委員長（雨宮茂樹君） 川島消防第2課長。

○副署長兼消防第2課長（川島崇典君） それまでは問題なく使えておりました。

○委員長（雨宮茂樹君） 小太刀委員。

○委員（小太刀孝之君） ただいまの工事内容ですと、ヒートポンプユニットの入替えの工事ということになると思いますが、館内の配管、設置時期が平成20年ということは、それから同じく配管も同じ時期を経過しているということになりますけれども、配管のほうの工事というのは行われない

のでしょうか。

○委員長（雨宮茂樹君） 川島消防第2課長。

○副署長兼消防第2課長（川島崇典君） 機器の設計書によりますと、機械設備工事、機器費、配管改修工事、電気設備改修、基礎改修を行います。

以上です。

○委員長（雨宮茂樹君） 小太刀委員。

○委員（小太刀孝之君） すみません。細かくて申し訳ないのですが、その配管の工事も入っているということになりますけれども、それはヒートポンプユニットから当然シャワーを使う、お風呂場のところになると思いますけれども、配管と呼ばれるものが何メートルで、どこまで工事をやるのかで大分工事費が変わってくると思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（雨宮茂樹君） 川島消防第2課長。

○副署長兼消防第2課長（川島崇典君） 岩舟分署では、食堂、浴室、シャワー室、洗面台までの配管が流れております。それまでの詳しいメートルは分かりませんが、そこを改修する予定であります。

○委員長（雨宮茂樹君） 小太刀委員。

○委員（小太刀孝之君） そうしますと、その配管も入れ替えるという認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（雨宮茂樹君） 川島消防第2課長。

○副署長兼消防第2課長（川島崇典君） 給湯器の周りの配管を入れ替えるということです。

○委員長（雨宮茂樹君） ほかにございませんか。

傳法谷委員。

○委員（傳法谷三保子君） 29ページの電気自動車は、どこのメーカーですか。

○委員長（雨宮茂樹君） 石川管財課長。

○管財課長（石川彰洋君） 電気自動車でございますが、合計で8台の購入を予定してございます。

内訳につきましては、スズキの普通乗用が2台、三菱の軽乗用が1台、ダイハツの軽貨物が5台、こちらを予定してございます。

○委員長（雨宮茂樹君） よろしいですか。

〔「15台って言ったよ」と呼ぶ者あり〕

○委員長（雨宮茂樹君） 誰か質問していただかないと。

傳法谷委員。

○委員（傳法谷三保子君） 15台から8台になってしまいましたか。

○委員長（雨宮茂樹君） 石川管財課長。

○管財課長（石川彰洋君） 15台というのは、全部の総数でございまして、今回は電気自動車が8台、ハイブリッド車が7台、それで15台になっております。先ほど申し上げたのが、電気自動車15台中

8台の内訳を申し上げさせていただきました。

以上です。

○委員長（雨宮茂樹君） 傳法谷委員。

○委員（傳法谷三保子君） ハイブリッドってトヨタですか。

○委員長（雨宮茂樹君） 石川管財課長。

○管財課長（石川彰洋君） ハイブリッド車につきましては、トヨタ車を今のところ予定しております。内訳につきましては、普通乗用が3台、小型乗用が3台、小型貨物1台、合計の7台、トヨタで予定しております。

以上です。

○委員長（雨宮茂樹君） ほかにございませんか。

福富委員。

○委員（福富善明君） 25ページ、ふるさと応援基金繰入金で、農産物のPRということで説明があったのですが、どのような農産物のPRをされるのでしょうか。

○委員長（雨宮茂樹君） 中田広報課長。

○広報課長（中田博子君） 広報課長、中田です。所管外ではございますが、担当課のほうからは、東武鉄道が沿線市町に声がけをして行うPR用のラッピング電車の負担金によるものと聞いております。

○委員長（雨宮茂樹君） よろしいですか。

小太刀委員。

○委員（小太刀孝之君） 29ページになります。立体駐車場電気自動車充電設備工事費148万1,000円でございますが、どの場所に何基設置されるのか、お伺いいたします。

○委員長（雨宮茂樹君） 石川管財課長。

○管財課長（石川彰洋君） 立体駐車場の充電インフラ設備でございますが、3階に2基、そして4階に2基、5階に2基と、それぞれ6基を予定しております。

以上です。

○委員長（雨宮茂樹君） ほかに質疑はありませんか。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） まず、歳入の25ページの都賀バス車庫電気料等の自動車損害共済災害共済金ということで、自動車の全損事故があったということで、その後も歳出のほうでも2か所補正が組まれているわけなのですが、この事故の詳細といたしますか、お答えいただければと思います。

○委員長（雨宮茂樹君） 島田都賀地域づくり推進課長。

○都賀地域づくり推進課長（島田和行君） お答えいたします。

庁舎前の充電器設備で職員が公用車を充電しました。その際、充電が終わりまして、充電器の脇

の駐車スペースに駐車をする、荷物を搬入する予定がありましたので、脇の駐車スペースに置くときに、車止めをちょっと乗り越えてしまいまして、そのまま庁舎の壁に衝突したというふうな状況でございます。

○委員長（雨宮茂樹君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 車止めを乗り越えてしまうということは、運転ミスだったのでしょうか。

○委員長（雨宮茂樹君） 島田都賀地域づくり推進課長。

○都賀地域づくり推進課長（島田和行君） 運転していた職員にちょっと聞き取りをしましたが、ちょっと車止めが認識を不足していましたということで、減速はして止めようとしたのですが、車止めを乗り越えてしまった拍子にアクセルをちょっと踏んでしまったというような状況があったということで、壁のほうに衝突してしまったというふうな状況でございます。

○委員長（雨宮茂樹君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 事故の詳細のほうは分かりました。複合施設のほうの壁に衝突したということなのですが、そちらのほうの修理のほうは大丈夫なのでしょうか。

○委員長（雨宮茂樹君） 島田都賀地域づくり推進課長。

○都賀地域づくり推進課長（島田和行君） 庁舎の壁面につきましては、ちょっと塗装をした部分が剥げたということで、そちらは既にもう修理を済ませておりまして、庁舎的には大きなダメージを受けていないというような状況でございます。

○委員長（雨宮茂樹君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） これ要望になってくるかと思うのですが、結構な事故であるというふうに考えますので、議会のほうにも情報提供をしていただければよかったかなというふうに思っています。今後こういった事案が発生した場合には、ぜひ議会のほうにも情報を共有していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（雨宮茂樹君） 要望でよろしいですか。

○委員（氏家 晃君） はい。

○委員長（雨宮茂樹君） 傳法谷委員。

○委員（傳法谷三保子君） ちなみにですが、その運転手さんのご年齢はお幾つでしょうか。

○委員長（雨宮茂樹君） 島田都賀地域づくり推進課長。

○都賀地域づくり推進課長（島田和行君） たしか63歳かと思います。

以上です。

○委員長（雨宮茂樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（雨宮茂樹君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（雨宮茂樹君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（雨宮茂樹君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第62号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（雨宮茂樹君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第62号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（雨宮茂樹君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもちまして総務常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午前10時35分）